

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の解除予定の通知（4件）（治山林道課）	1
○基本測量の実施の通知（用地対策課）	1
○国土調査の成果の認証（ “ ）	1
○道路の区域変更（4件）（道 路 課）	2
○道路の供用開始（3件）（ “ ）	2
○港湾法に基づき保管した所有者不明の 工作物等の返還（港 湾 課）	3
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（男女共同参 画・NPO課） 〈9・7揭示〉	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関 し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数 の50分の1の数 〈9・4揭示〉	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をす る場合の選挙権を有する者の必要な数 〈 “ 〉	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区に おける選挙権を有する者の総数の3分の1の数 〈 “ 〉	4
○政治団体設立の届出	4
○政治団体異動の届出	4
○政治団体解散の届出	4
○資金管理団体異動の届出	5
○資金管理団体指定の取消しの届出	5
○告示（政治団体解散の届出）の訂正	5

規 則

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

高知県規則第97号

高知県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

高知県建築基準法施行細則（昭和25年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条中「高知県中村土木事務所」を「高知県幡多土木事務所」に、「並びに」を「並びに」に改める。

第4条の見出し中「フレキシブルディスク」を「磁気ディスク等」に改め、同条中「フレキシブルディスク」を「磁気ディスク等」に、「高知市、宿毛市、土佐清水市、四万十市並びに幡多郡大月町、三原村及び黒潮町を除く県内の区域」を「高知県の区域（高知市の区域を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第601号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
四万十市古尾字クロバタ1681の4、1681の5
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
林道用地とするため

高知県告示第602号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
幡多郡大月町泊浦字弦場続山411の4、411の5
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第603号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐清水市宗呂字堂ヶ藪山丙3821の8から丙3821の11まで
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第604号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 解除予定に係る保安林の所在場所
香美市土佐山田町東川字ハデトコ3013（次の図に示す部分に限る。）、字シモヤタノズ1060の3から1060の5まで、3022の3から3022の6まで、字ヤタノズ口3028の5から3028の7まで、3029の5から3029の8まで、字大カケ口3099の4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第605号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 作業種類
(1) 基本測量（基準点改測）
(2) 基本測量（高精度三次元測量）
- 作業期間
平成19年10月12日から平成20年3月25日まで
- 作業地域
(1) 基本測量（基準点改測）
四万十市並びに幡多郡黒潮町及び三原村
(2) 基本測量（高精度三次元測量）
安芸郡東洋町、田野町及び北川村

高知県告示第606号

安芸郡東洋町生見の一部地区、長岡郡大豊町船戸及び黒石の各一部地区、吾川郡いの町上八川上分、小川新別及び楠瀬の各一部地区並びに幡多郡大月町清王地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次の

とおり告示する。
平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

1 調査を行った者の名称

- (1) 東洋町
- (2) 大豊町
- (3) いの町
- (4) 大月町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 安芸郡東洋町生見の一部
平成15年度から平成17年度まで
- (2) 長岡郡大豊町船戸及び黒石の各一部
平成17年度及び平成18年度
- (3) 吾川郡いの町上八川上分及び小川新別の各一部
平成15年度及び平成16年度
吾川郡いの町楠瀬の一部
平成16年度及び平成17年度
- (4) 幡多郡大月町清王
平成11年度から平成14年度まで

3 成果の名称

- (1) 東洋町地籍図及び地籍簿
- (2) 大豊町地籍図及び地籍簿
- (3) いの町地籍図及び地籍簿
- (4) 大月町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成19年9月21日

高知県告示第607号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町長者 字シミツタキ丙1525 番から 吾川郡仁淀川町長者 字シミツタキ丙3442	前	9.8 }	51
		14.5	

番2地先まで			
吾川郡仁淀川町長者 字シミツタキ丙1514 番1から 吾川郡仁淀川町長者 字シミツタキ丙1506 番1まで	後	18.0 }	51
		35.0	

高知県告示第608号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町脇ノ山 字野久保12番9から 吾川郡いの町脇ノ山 字野久保12番1まで	前	5.8 }	160
	後	10.7 }	160
		35.0	

高知県告示第609号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

		3.4 } <th></th>	
吾川郡いの町長澤字 スガワセ149番1地 先から 吾川郡いの町長澤字 スガワセ58番3まで	前	12.0	217
	後	12.0 }	217
		37.0	

高知県告示第610号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年9月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町越裏門 字竹ノ川170番5から 吾川郡いの町越裏門 字竹ノ川166番1ま で	前	3.8 }	507
	後	5.4 }	507
		37.0	

高知県告示第611号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年9月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町長者字シミ		

ツタキ丙1514番1から 吾川郡仁淀川町長者字シミ ツタキ丙1506番1まで	51	平成19年9月21日
--	----	------------

高知県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年9月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町脇ノ山字野久保12番9から 吾川郡いの町脇ノ山字野久保12番1まで	130	平成19年9月21日

高知県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成19年9月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成19年9月21日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石錠公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町越裏門字竹ノ川170番5から 吾川郡いの町越裏門字竹ノ川166番1まで	507	平成19年9月21日

高知県告示第614号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定に基づき工作物、船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）を

撤去し、又は撤去させ、同条第3項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成19年12月20日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

平成19年9月21日

宿毛湾港港湾管理者

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
FRP船1隻（船名及び船舶番号不明）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時
宿毛市小筑紫町小筑紫字東汐田440番地先
平成19年9月11日午前10時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所
平成19年9月11日午後1時
宿毛市小筑紫字尾崎山502-89
- 4 所有者等の行うべき措置
工作物等の所有者等は、期限までに高知県幡多土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 5 港湾管理者の措置
宿毛湾港港湾管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、港湾法第56条の4第5項に基づく売却又は同条第6項に基づく廃棄を行うものとする。
- 6 問い合わせ先
四万十市古津賀1441 高知県幡多土木事務所維持管理第1班
（電話番号0880-34-5222）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成19年9月7日から2週間高知県文化環境部男女共同参画・NPO課において縦覧に供する。

平成19年9月7日（揭示済）

高知県知事 橋本 大二郎

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的

平成19年9月7日	特定非営利活動法人 高知県地層処分連絡協議会	梅原 務	高知市 介良乙 3056番 地	この法人は、高知県における高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の地下に埋める処分（以下地層処分という）適地の調査と、その安全性に関する研究会の開催・視察、十分な安全性を確認の上、地層処分施設の誘致に関する支援事業等を行い、関係市町村及び近隣市町村が地層処分施設の設置等に伴う国からの交付金により財政が豊かになり、市町村民一人一人の所得と福祉の向上、地域経済の活性化、ひいては高知県全体に対する波及的効果をめざし、以て公益の増進に寄与することを目的とする。
-----------	---------------------------	------	--------------------------	---

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、13,083人である。

平成19年9月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知県選挙管理委員会告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、175,688人である。

平成19年9月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜
高知県選挙管理委員会告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づき高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成19年9月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

高知市選挙区	88,737人
室戸市、東洋町選挙区	6,180人
安芸市、芸西村選挙区	6,954人
南国市選挙区	13,608人
土佐市選挙区	8,363人
須崎市選挙区	7,139人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,910人
土佐清水市選挙区	4,969人
四万十市選挙区	10,127人
香南市選挙区	9,209人
香美市選挙区	8,330人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,722人
長岡郡、土佐郡選挙区	4,349人
吾川郡選挙区	14,441人
高岡郡選挙区	19,149人
黒潮町選挙区	3,862人

高知県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成19年9月21日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡崎純男後援会	岡崎 純男	岡崎 潤子	南国市福船369-6	平19・8・1
橋詰寿人後援会	窪田 敬一	門田 彰彦	南国市植田896	平19・8・1
氏原つぐし後援会	北岡 修身	氏原 有子	吾川郡春野町弘岡中2236	平19・8・10

下司雅英後援会	西川 文雄	甲藤 雄一	南国市久枝48-2	平19・8・29
西森よろう後援会	浜田 善守	谷山 紗榮	南国市後免町151-10	平19・8・31

高知県選挙管理委員会告示第102号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成19年9月21日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

政党

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県と	門田 忠	異動なし	異動なし	平19・8・2
異動後	きわ支部	森本 俊一			
異動前	自由民主党高知市朝倉支部	岡林 厚	異動なし	高知市曙町一丁目4-37	平19・8・21
異動後		土居 央		高知市朝倉東町48-17	
異動前	自由民主党四万十町窪川支部	異動なし	異動なし	高岡郡四万十町本町7-13	平19・8・21
異動後				高岡郡四万十町本町5-1	
異動前	民主党高知県参議院選挙区第1総	異動なし	異動なし	高知市本町四丁目2-39	平19・8・27
異動				高知市愛	

後	支部			宕山39-7	
異動前	公明党高知県本部	石田 祝稔	池脇 純一	異動なし	平19・8・31
異動後		池脇 純一	黒岩 正好		

その他の政治団体

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	中山研心後援会	東 信喜	異動なし	異動なし	平19・8・10
異動後		中山 研心			
異動前	武内則男後援会	異動なし	異動なし	高知市西秦泉寺338-14	平19・8・13
異動後				高知市愛宕山39-7	

高知県選挙管理委員会告示第103号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成19年9月21日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
八王子会	香美市土佐山田町宝町一丁目1-7	依光 隆夫	解散	平19・8・21
ひとりか	高岡郡四万十町	中平 由起	解散	平19・

らでもは じめられ ます会議	大井川379	子		8・21
笑顔の土 佐山田を つくる会	香美市土佐山田 町西本町三丁目 3-2	山崎 眞幹	解散	平19・ 8・31

高知県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成19年9月21日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	武内 則男	異動なし	武内則男後援会	高知市西秦 泉 寺 338-14	平19・8・ 13
異動後				高知市愛宕山39-7	

高知県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成19年9月21日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
依光 隆夫	高知県 議会議員	八王子会	香美市土佐山田町宝田町一丁目1-7	依光 隆夫	平19・8・ 21

高知県選挙管理委員会告示第106号

平成19年8月高知県選挙管理委員会告示第94号（政治団体解散の届出）の一部を次のように訂正する。

平成19年9月21日

高知県選挙管理委員会委員長 中越 豊喜

その他の政治団体の表中

谷和夫後援会	須崎市下郷51	谷 和夫	解散	平19・ 7・3
--------	---------	------	----	-------------

を

谷和夫後援会	須崎市下郷51	谷 和夫	解散	平19・ 7・3
高橋学後援会	南国市東崎616	竹村 定昭	解散	平19・ 7・9

に訂正する。